

農振 第 2 7 3 号  
令和 7 年 6 月 24 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

出雲市長 飯塚 俊之

市町村名 (市町村コード)	出雲市 (32203)
地域名 (地域内農業集落 名)	斐川地域 (別紙のとおり)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

本地域の農地の約9割が水田で、再圃場整備率も7割を超える。(公財)斐川町農業公社が農地の集積・集約業務を担っており、貸出希望農地を近隣の農業担い手へ斡旋し、農地集積率は7割を超えていく。

令和5年9月に実施した地権者及び担い手へのアンケート調査によると、貸出希望農地よりも経営規拡大希望農地の方が多く、数字上は全て担い手農家に貸出希望農地を配分できるが、6地区で開催した協議の場での農業担い手との話し合いでは、点在する畠や山手の条件の悪い圃場は受け入れにくい状況である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

本地域では土地利用型の農業担い手が多く、水稻・麦・大豆等による2年3作の作付体系を中心に高収益作物を組み合わせた営農を展開しており、水田の耕地利用率は120%にも及んでいる。今後も、農地集積を進めながら推進していく。

経営面積は中小規模ながら園芸等の認定農業者や認定新規就農者も多く、今後も個別経営体の確立を図っていく。

斐川町農林事務局体制を構築しており、農業関係機関が一体となった農業施策の決定と遂行を実施していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,491.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,491.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の区域は農業振興地域のうち農用地区域の農地を対象とする。ただし、用途地域等でも担い手農業者の経営農地、多面的機能支払交付金対象農地は対象とする。なお、再生利用が困難な農地(農地パトロール赤判定)や農振除外した農地は、対象農地から除外する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

(公財)斐川町農業公社を通じて、農業担い手を中心に集積・集約化を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

白紙委任による貸出希望農地については農地中間管理機構を活用し、農業担い手の経営規模拡大意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

農業・農村の多面的機能を維持するため、水路等の小規模な修繕や維持管理は多面的機能支払交付金を活用する。また、面的な整備が必要な場合は、農地耕作条件改善事業等の基盤整備事業も検討する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

多様な農業者が担い手として育成していくために、農業関係機関が一体となった斐川町農林事務局体制により、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

(公財)斐川町農業公社での農作業受委託斡旋事業(水稻基幹作業、堆肥散布作業、畦畔管理作業)や、JALしまね斐川地区本部での園芸作物(タマネギ)機械化貸出体制により取り組んでいく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害対策を検討し、安心して農業に取り組める環境を整える。
- ②水稻等の有機栽培や地元産たい肥の活用を進め、より付加価値の高い農産物の生産を図る。
- ③経営規模の拡大に合わせ、スマート農業技術の導入を推進し、生産性の高い農業経営を目指す。
- ⑤ぶどうを栽培している地区もあり、より一層の生産振興を推進していく。
- ⑧施設園芸の新規就農希望者もあり、園芸農家も規模拡大を図ることから、新設ハウスの建設を推進していく。
- ⑨地域内外の畜産農業者と連携した耕畜連携、地域内循環型農業を推進していく。
- ⑩基盤整備事業の実施区域では、担い手農業者への農地集積を図っていく。